

医療費助成受給者証のマイナンバーカードへの一体化等について ～こども医療費助成制度～

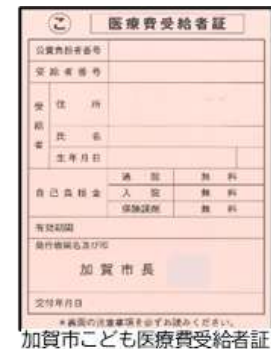
資料2

令和6年度にデジタル庁がマイナンバーカードを活用としたデジタル化の取組みを推進するために開発した「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）」の先行実施事業に加賀市が採択され、令和7年度から「こども医療費受給者証」のマイナンバーカードへの一体化を実施することになりました。（北陸3県初）

1. 事業内容

これまでは、受診時に医療機関や薬局等（以下、「医療機関等」という。）の窓口で「医療費受給者証」の提示が必要でしたが、今後PMH対応医療機関等では、マイナンバーカード1枚で受診ができます。

※PMH未対応の医療機関等では、紙の「医療費受給者証」の提示が必要です。



2. マイナ受給者証の利用方法

医療機関等に設置されているマイナンバーカード読み取り機にマイナ保険証をかざし、操作に従うことで医療費受給者証として活用できます。

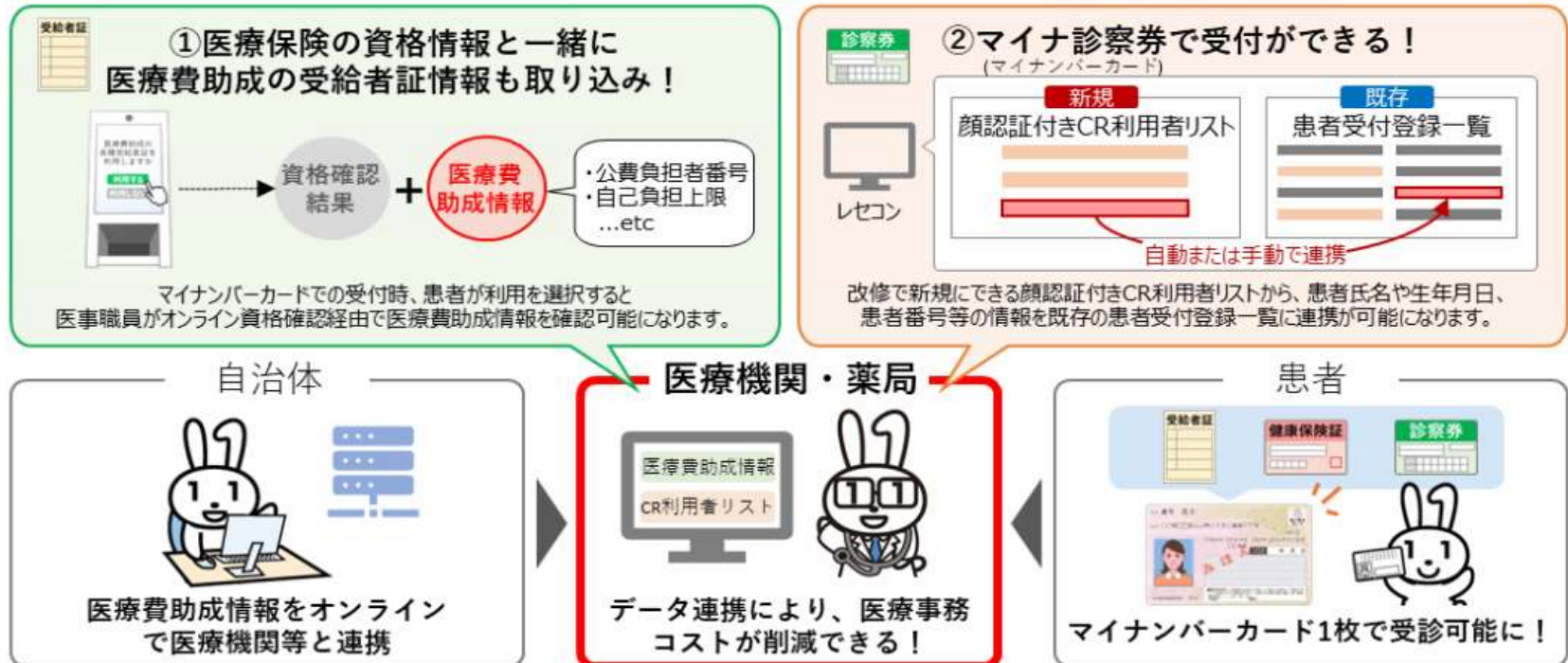
※マイナンバーカードの「健康保険証の利用登録（マイナ保険証）」が必須です。

医療費助成受給者証のマイナンバーカードへの一体化等について ～こども医療費助成制度～

3. PMH実施によるメリット

- | | |
|-----------------|--|
| 〈受給者〉
〈市民〉 | <ul style="list-style-type: none">紙の医療費受給者証を持参する手間が省け、紛失リスクや持参忘れの防止マイナポータルで自身の受給資格情報を簡単に確認ができる。 |
| 〈医療機関〉
〈薬局等〉 | <ul style="list-style-type: none">手動での入力が必要になる。最新の医療費受給資格情報を即座に確認でき、業務効率が向上する。 |

医療費助成の受給者証及び診察券の マイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります



医療費助成受給者証のマイナンバーカードへの一体化等について ～こども医療費助成制度～

4. 市民周知について

- ・ PMH対応医療機関等には、対応可能であることを示すチラシ(右図)を掲示していただく
- ・ 市公式LINE、広報かが、市ホームページ等で周知していく

マイナ保険証をご利用の方へ

加賀市こども医療費受給者証

加賀市が発行するこども医療費受給者証はマイナ保険証で提示を省略できます。

※マイナ保険証が登録済みであれば、新たな登録手続きは不要です。
※エラーなどにより確認できなかった場合は、受給者証の提示が必要です。



以下の医療費助成受給者証があります。
情報を提供しますか。

加賀市子ども医療費助成

提供する

提供しない



※カードリーダーの機種によって表示画面が異なる場合があります

(お問い合わせ)加賀市役所 子育て支援課 ☎0761-72-7856